

教育基本法上の「宗教」の意味

廣瀬 裕一（上越教育大学）

1. はじめに

教育基本法に新たに「宗教に関する一般的な教養」という文言が入って「教育上尊重されなければならない」と規定されたことを受けて、学習指導要領の改訂が進められ、今般、各校種のもので出揃った。特に中学校の社会や高等学校の地理歴史・公民等で宗教に関する内容が増加し、その具体的取扱いが課題になる。このような状況の中、本稿では、憲法条項との比較を含めて、教育基本法15条の意味するところについて改めて考察し、整理し直してみたい。

2. 15条1項の文言

教育基本法15条1項は「宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。」と規定している。

(1) 「宗教に関する寛容の態度」という表現

まず、冒頭の「宗教に関する寛容の態度」という文言は、日本語としてはほとんど誤りに近い曖昧な表現であり、これが条文の意味をわかりにくくしている。

すなわち、「寛容」という語が「A」に関する寛容の態度」という形で用いられるときは、A」の部分は普通、名詞化した動詞の連用形や、動詞・助動詞の連体形（または、その連体形を受ける体言）である。

(例) 「遅刻者の」 取扱いに関する寛容の態度」

「(生徒が) 勉強する (こと)・しない (こと) に関する寛容の態度」

仮に「B に対する寛容の態度」という形で用いられるのであれば、

B の部分に普通の名詞が収まる。

(例) 「遅刻者に対する寛容の態度」

「生徒に対する寛容の態度」

こういう言語感覚からみれば、普通の名詞である「宗教」と「に関する寛容の態度」とが直接結びついた条文の文言は、相当な違和感がある。「宗教」と「に関する」「寛容」の三語を用いるなら「①宗教を信じる (こと)・信じない (こと) に関する寛容の態度」あるいは「②宗教に関する諸思想に対する寛容の態度」などという表現であれば日本語としての据わりもよく、内容的にもわかりやすい。

もちろん「③宗教に対する寛容の態度」という表現も日本語としては問題がない。

しかし、教育基本法 (旧法) の成立過程で、文部省案にあった③の表現が、①②を含意する方向で修正され、微妙な力学を反映してこの曖昧な文言に落ち着いたのであった。つまり「宗教に関する寛容の態度」は、反宗教者や無宗教者に対する寛容の態度をも包含しつつ、なおかつ「宗教に対する寛容の態度」の方を重視しようとした余韻を漂わせる特異な表現なのである。

さらに、「寛容」という語は普通、その対象の負の側面を意識して用いる、ということにも留意したい。たとえば「妻に対する寛容の態度」という場合、その妻は理想の妻ではあり得ず、料理がまずいとか怠け者であるとか、何らかの負の側面を持つことが前提されている。同様に、「宗教に対する寛容の態度」といえば、宗教には、馴染みにくい異文化であるとか対立・抗争の火種であるとか、何らかの負の側面を有することが前提されることになる。ところが、法は「宗教に関する寛容の態度」という表現であるために、「寛容」の対象が曖昧に

なっただけでなく、「宗教」の負の側面も輪郭がぼやけることになった。

このように、「宗教に関する寛容の態度」は、日本語としてはほとんど誤りに近いわかりにくい表現なのであり、その「教育上尊重」という文言だけからでは、宗教が教育上有利に取り扱われるべきか否かは、当然には結論づけることが出来ない。

これに続けて新法で挿入された「宗教に関する一般的な教養」（この表現は日本語としては問題がない）も価値中立的であり、その「教育上尊重」は、宗教に対して好意的であるとも、敵対的であるともいえない。

（2）「宗教の社会生活における地位」の「教育上尊重」は憲法と整合するか

しかし、これに続く「宗教の社会生活における地位」の「教育上尊重」という文言は、文理解釈上は宗教に対する好意的取扱いを規定していると読めることから、政教分離原則に反しないかということで、旧法時代以来、苦心の解釈・説明が試みられてきた。具体的には、「宗教の社会生活における地位」の縮小解釈、または「教育上尊重」の縮小解釈である。

ア、縮小解釈とその問題点

たとえば、「『宗教の社会生活における地位』とは、国によってけっして干渉されたり犯されてはならない『信教の自由』の権利と解すべきだろう¹¹⁾」という考え方がある。しかし、「宗教の社会生活における地位」の一つに「信教の自由」の権利があるといえたとしても、そのすべてであるという解釈であるとなれば、常識的語感との隔たりが大きく、限定的に絞り込みすぎている。「学問の社会生活における地位」という日本語が、「学問の自由」の権利だけを意味するとは考えにくいであろう。

あるいは、「『宗教の社会生活における地位』とは、宗教が歴史的事実として社会生活・思想・文化に及ぼした影響、役割などを功罪を含めて、客観的に教材として取り扱い、宗教に関する歴史的理解や宗教をもつ／もたないことに関

する『寛容の態度』を養うことを意味している。したがって、『尊重』とは、宗教を特別好意的に扱うことではない²⁾という主張もある。しかし、一般に「○○の地位を尊重する」という表現は、○○の利益になる好意的な接し方をする文脈で用いるのであり、「社長の会社における地位を尊重する」といえば、(たとえ嫌いな社長であっても)上司として敬意をもって接して職務命令に背いたりはしない、などという趣旨であり、会社経営上の功罪を客観的に指摘するなどという意味ではない。

旧法成立過程における政府側(辻田)答弁でも「宗教が社会生活の上においてこういう地位をもっておるということを、知識的に説明するだけ」³⁾などと釈明されている。しかし、この答弁もまた国語の常識を逸脱している。たとえば、基本的人権の「尊重」が単に「知識的」なものに止まり、他者への敬意なり実践の意味あいなりを伴わないならば、それはもはや「尊重」とはいえないであろう。

要するに、これらは憲法20条との整合を図ろうとして苦慮した末の、相当に無理をした解釈・説明なのである。そこで、このような窮屈な論理解釈・縮小解釈ではなく、ごく自然な文理解釈に従って、宗教に対する好意的取扱いが規定されていると考えた場合、憲法と整合しなくなるのかを考察する。

イ、文理解釈とその問題点

〈第一の問題：淫祠邪教・反社会的宗教の地位〉

宗教に対する好意的取扱いが規定されているとした場合、第一に、いわゆる淫祠邪教や反社会的宗教までもが「尊重」の対象に含まれることになるのではないか、という疑問が提出されるかもしれない。淫祠邪教という表現は戦前の宗教弾圧のレッテル貼りを想起させて危険であるが、無差別殺人などで国家に敵対する反社会的宗教が実在するとすれば、その「地位」は「尊重」されるのか、という問題である。

これについては、「地位」という語の日常的な使われ方から考えてみることによって答えを導くことができよう。すなわち、「地位」は、辞書的には「役割上の位置」等の意であるが、たとえば「文学史上の地位を確立」といえば優れた

作家・作品であると認められたことを意味するように、「意義」という表現ほど強くないものの、既に社会で一定の評価を得ていることを含意しており、プラス評価の座標軸上の位置を示す。反社会的など見なされるものはマイナス評価の座標軸上に位置しており、そもそも「地位」は与えられていないのである。

〈第二の問題：宗教の負の側面〉〈第三の問題：好意的取扱いと政教分離原則〉

第二の問題は、「地位」を認められた宗教といえども負の側面を有するではないか、第三の問題は、宗教の「地位」を認めて好意的に取り扱うこと自体が政教分離原則に反しないか、ということである。

これらについては、以下のように考えることができよう。すなわち、宗教は、個人の生き方を究極的に支え、人々を道徳的たらしめて社会に不可欠の紐帯となる一方、特定宗教の強制や偏狭な信仰が人権を侵害してきたことも歴史の示すところである。それは、人を内省に導いて謙虚にし、また狂信に導いて傲慢にもする。恒久平和の理想に近づく道標にもなり、果てしない流血の現実をもたらず躓きにもなる。この功罪二側面に対応し、我が国の法制においては、好意的取扱いと政教分離という一見相反する原則が同居することになる。

不謹慎な喩えになるが、男性にとって女性の存在も功罪二側面を持つであろう。女性がいるからこそ、男性はやる気を出して頑張りもするし、理性を失って墮落したりもする。偉人にもなるし、人殺しにもなる。ただ、いずれにしても、男性にとって女性は不可欠の存在である。女性がいなければ、子孫も残らない。それゆえ公私いずれの場においても、男女は互いの特性を尊重しつつ好意的・理性的な協力関係になければならない。しかし、公的な場では性愛や情欲に基づく言動はタブーである。それは私的な場でやってくれ、ということになる。

同様に、国家と宗教、教育と宗教の関係も、敵対的ではなく友好的であり、政教分離は、排除の原理ではなく、節度の原理である。

負の側面を直視しつつ、「地位」を尊重する。好意的に接しつつ、節度を失わない。

これが第二の問題、第三の問題に対する答えとなろう。

このように、教育基本法15条1項の憲法との整合性を確認した上で、15条2項の考察にうつる。

3. 15条2項の文言

教育基本法15条2項は「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。」と規定している。

(1) 「特定の宗教のための」という限定は憲法と整合するか

ところが、その親規定である憲法20条3項は、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」と規定しており、「特定の宗教のための」という限定的形容がない。これをどう解釈するかについては、従来、大別すれば以下の三通りの考え方があった。

ア、諸説の検討

a. 違憲／宗教教育否定説

一つは、教育基本法の文言には違憲の疑いがあるとして、宗教教育について否定的・消極的な立場をとる考え方である。

たとえば、憲法20条解釈に関連して「教育基本法は、この趣旨を受けて、『国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。』と定めるが、『特定の宗教』のためでなく、すべての宗教のための宗教教育も、本条によって禁止されると解される。本条は、無神論を特に不利に扱う意図を有するものではないからである。」⁴⁾という古典的な説がある。また、「『特定の宗教のための』という修飾語は、憲法20条解釈の原理と矛盾をはらむものであることは否定できない」⁵⁾なども論じられている。

b. 合憲／宗教教育肯定説

これに対して、教育基本法の限定的形容は合憲であり、一般的な宗教教育は可能であるとする考え方がある。

たとえば、「宗教を理論的に研究し教授することは、国公立学校の場合にも合憲である。一般的な宗教教育は実践的意味があるようであるが、布教、宣教は信仰が絶対性、排他性をもつため、特定の宗教のための宗教教育の場合にかぎられるのであり、また低学年の生徒は批判力が不十分であるから、宗教の理論的な説明と実践的な教育が区別しにくいことが予想されるが、宗教に関する寛容の態度および宗教の社会生活における地位を教育上尊重すべきものとする規定は合憲と解されるから、一般的な宗教教育は憲法上許されるものと解する。」⁶⁾ という説などである。

c. 合憲／宗教教育消極説

一方、教育基本法のこの文言のままでも読み方の工夫によって違憲性は解消し、上位の法である憲法に従って解釈すれば足りる、との考え方もある。

すなわち、「……2項は『特定の宗教のための』『宗教教育その他宗教的活動』というふうにはなく、『特定の宗教のための宗教教育』『その他宗教的活動』というふうに読まれるべきである。宗教的情操教育一般はさておき、各人の選んだ何らかの宗教を信じるよう奨励するような教育を国公立学校が行うことは、憲法20条3項にいう『宗教教育』として禁止されるが、教育基本法上は9条2項にいう『その他宗教的活動』として禁止される」⁷⁾ という解釈である。これに従えば、特定の宗教のためとはいえない宗教教育という領域については、問題にするまでもないということになる。

このうち、a. 違憲／宗教教育否定説は、文理解釈上はもっとも自然に見える。しかし、この場合、つきつめれば教育基本法は否定されるというきわめて厳しい結論にならざるを得ず、解釈論として現実的であるとはいえない。

逆に、b. 合憲／宗教教育肯定説は、教育基本法は否定しないという前提で憲法を論理解釈しているように見え、現実的ではある。しかし、結論先取りの

なところがあり、文理解釈上の緊張・矛盾を解消するに十分な説明であるとはいえない。

これに対して、c. 合憲／宗教教育消極説は、教育基本法と憲法の緊張・矛盾を解消する文理解釈として、意表を突いた鮮やかさがあるように見える。しかし、文法上このように読むことは可能であっても、そこには「美しい水車屋の娘」の娘は美しくなくて美しいのは水車屋であると強弁するような窮屈さがあり、条文中の「特定の宗教のための」は毒にも薬にもならない無駄な文言である、ということになってしまう。

このように、a説・b説・c説とも十分な説得力を持つに至らないのは、三説がいずれも、日本国憲法上の「宗教」（以下、the Constitution of Japan上の宗教の意で[宗教CJ]という）の意味と、教育基本法上の「宗教」（以下、the Fundamental Law of Education上の宗教の意で[宗教FE]という）の意味が同一であるという前提に立って論を展開しているからである。

イ、二元的解釈

しかし、そのような前提に立たずに、[宗教CJ]の意味と[宗教FE]の意味には違いがあると二元的に解することによって異なる視野が開け、この問題はきわめて見通しがよくなる。具体的には、[宗教CJ]が政教分離の対象となる宗教を意味するのに対して、[宗教FE]は宗教的寛容等の対象であるそれよりも広い意味の宗教を指すということである。

すなわち、教育基本法15条は、1項で宗教的寛容と宗教の地位尊重の原則を示し、そこで寛容・尊重の対象とされる「宗教」は、究極的関心や「見えない宗教」としての倫理観・世界観等を含めた広義の宗教である。これに対して、2項では政教分離の原則が示されるが、15条の条文中の「宗教」の意味はすべて同一であるとすれば、2項で国家と分離されるべき「宗教」に何の限定をも付さないならば、1項で寛容・尊重の対象とされた広義の宗教がすべて国家から排除されることになる。そうなれば国家がコミットする「殺すなかれ」「盗むなかれ」「人権尊重」などの倫理観・憲法的価値観をも国家から排除しなければならないという背理に陥る。

そこで、[宗教FE]のうち、国家と分離されるべき領域を、憲法20条の理念に従って限定しなければならない。ここに「特定の宗教のための」という形容が付される必然性が存する。広義の宗教を意味する[宗教FE]は、「特定の宗教のための」という限定的形容を付すことによってはじめて、政教分離規定にふさわしい[宗教CJ]に回帰することができるのである。

なお、憲法上の「宗教」の定義に関して、憲法学界では[宗教CJ]の意味自体を二元的に解する立場が有力なようである。たとえば、憲法「20条1項前段および2項の『信教の自由』条項に言う『宗教』は、たとえば、『超自然的、超人間の本質（すなわち絶対者、造物主、至高の存在等、なかなづく神、仏、霊等）の存在を確信し、畏敬崇拜する心情と行為』（……津地鎮祭事件二審判決）というような、広い意味に解すべきであるのに対し、20条3項の政教分離条項に言う『宗教』は、それよりも限定された狭い意味、たとえば、『何らかの固有の教義体系を備えた組織的背景をもつもの』の意に解するのが、妥当であろう。」⁸⁾などと説かれる。

しかし、一つの条文の中にダブル・スタンダードを持ち込むことはいかにも不自然であり、論理的混乱を避けがたくするであろう。憲法においても、20条の条文中の「宗教」（「信教」の「教」を含めて）の意味はすべて同一であり（すなわち[宗教CJ]）、教育基本法上の「宗教」（すなわち[宗教FE]）よりも限定された意味の宗教であると解することによって、このような混乱は回避することができる。

この場合、憲法における自由行使条項の保障範囲が狭くなるのではないかと懸念するには及ばない。すなわち、20条の「信教の自由」は一般に、(イ)内面的信仰の自由、(ロ)宗教的行為の自由、(ハ)宗教的結社の自由、という三つの内容を包含しているが、このうち(イ)は19条で保障される「思想・良心の自由」の宗教的側面であり、(ロ)は21条で保障される「表現の自由」の、(ハ)は同じく21条で保障される「結社の自由」の宗教的側面である。それゆえ、広い意味での宗教的自由の保障は19条・21条などによるもので足りており、20条にあえて重複して保障される「信教の自由」の内容としての「宗教」は、政教

分離の対象としての「宗教」と表裏一体であり、限定された意味の宗教（すなわち [宗教CJ]）である、と解してなんら不都合はないと考えられる⁹⁾。

(2) 「特定の宗教のための宗教教育」とは何か

このように、教育基本法15条2項も憲法と整合することを確認した上で、改めて国公立学校における [宗教FE] 教育について考えるが、宗派教育は違法であり、一般的な宗教知識教育は合法であることには異論が少ない。そこで、従来から意見が対立する宗教的情操教育を中心に考察を進める。

ア、法の文言の確認

まず、文言の確認であるが、法が禁ずるのは「特定の宗教のための宗教教育」であり、「特定の宗教と関わる宗教教育」や「特定の宗教を媒介する宗教教育」などではない。ところが、宗教的情操教育に関しては、その推進論にせよ否定論にせよ、このことが曖昧にされたまま議論されているケースが少なくない。

推進論の立場からは、たとえば、オルポートに従って望ましい「成熟した」宗教的情操を抽出した上で、「究極的・絶対的価値に対する心のかまえ」としての宗教的情操は、「特定宗教とはかかわらないものであるから、国公立学校においても、真剣にこの問題に取り組んでいかなければならない」¹⁰⁾との主張がある。ここでは「のための」ではなく、「かかわらない」ことが適法の論拠に用いられている。

否定論の立場からは、たとえば、宗教的情操教育は「特定の宗教を媒介せずには成立しないという矛盾を持つ」¹¹⁾、あるいは「特定の宗教とは関わりのない宗教的情操などというものが果たして存在するであろうか」¹²⁾などと説かれる。ここでも「のための」ではなく、「媒介」「関わり」が違法の論拠に用いられている。

しかし、「のための」と「を媒介する」や「と関わる」は同一ではなく、たとえば、特定の宗教と関わる教育であるが「特定の宗教のための」教育とはならない領域というものが、現実には広い狭いかはともかくとして、理論的には存在する。私見では、特定の宗教と全く関わらない宗教的情操教育というものは

考えにくい、「特定の宗教のための」ものとはならない宗教的情操教育は想定し得る。すなわち、宗教的情操教育は、すべて何らかの意味で特定の宗教と関わってはいるが、適法な形態もあれば、違法な形態もある。

このように整理確認することで、具体的な線引きの基準を精緻化するという本来の課題が明確になってくる。

イ、具体的な議論

たとえば、公立学校の児童・生徒に対し、「いじめのない学級をつくる」という目的で、次のa～dのように指導することの適否をどう考えたらよいか。

- a 「己の欲せざるところは、人に施すこと勿れ。」
- b 「己の欲するところ、之を人に施せ。」
- c 「己のごとく汝の隣人を愛せよ。」
- d 「全世界に対して無量の慈しみのこころを起こすべし。」

aは孔子（『論語』顔淵2、衛霊公24）、bはイエス（『新約聖書』マタイ伝7）、cもイエス（『新約聖書』マルコ伝12）、dは佛陀（『スッタニパータ』150）の教えである。儒教が宗教であるかどうかはともかく、少なくともキリスト教や佛教の教義であり、それを教示することは特定の宗教とかかわる教育になることは間違いなく、定義の仕方にもよるが、宗教的情操教育と呼ぶことも可能である。そのことを確認した上で、それが「特定の宗教のための宗教教育」に当たるか否か、ということである。

このうち、b・cについていえば、これは直ちに『新約聖書』やイエスを想起させるからキリスト教という「特定の宗教のための宗教教育」に該当し、違法であるという考え方が一つあるだろう。その場合、b・cを功利主義道徳の理想的極致であると言ったJ・S・ミルの言葉（『功利主義論』）として取り上げるのならばどうか、そんな議論もあり得よう。

一方で、bに続けて「これが律法であり預言者である」と説いたり、cの前提として「心をつくし、精神をつくし、思いをつくし、力をつくして、主なる

汝の神を愛せよ」と説いたりしない限り、法が禁ずる「特定の宗教のための宗教教育」とまでは言えない、要するに微妙な取り上げ方の問題である、という考え方もあろう。

さらには、b・cは、日本国憲法の平和主義や、個人の権利と公共の福祉の調停という理想を実現するための前提となる倫理でもあり、いじめの指導の場合に限らず、広く奨励されなければならないという考え方もあるだろう。それに関して、憲法的諸価値の教育にあえて特定の聖典を持ち出す必要はないという反論もあり得よう。

同様に、aやdの場合はどう考えるか……。aとb、cとdを比較してどう考えるか……。

現状は、このような具体的線引きの議論がほとんどなされず、オール・オア・ナッシングの噛み合わない議論に終始しがちである。具体的な線引きを考えるならば、厳格な分離を志向するにせよ、緩やかな分離を志向するにせよ、援用できる内外の判例理論等も豊かなはずである。

4. おわりに

本稿は、教育基本法15条の意味するところについて、日本語の常識に立ち帰った文理解釈を基軸におきながら、日本国憲法20条との関係を含めて論点を整理し直してみたものであり、適法な宗教教育と違法な宗教教育の線引きを考えるための準備的考察である。今後、個々の事例に即した具体的な考察を進めたい。

あわせて、本来避けて通ることができないにもかかわらず、学界において回避されがちな法令上の「宗教」の定義・意味の問題について、学際的な議論が深まることを期待したい。

註

- 1) 菱木政晴「教育基本法における宗教教育禁止の意義」『宗教法26号』2007、p.6.
- 2) 山口和孝「(教育基本法) 第九条・宗教教育」永井憲一編『基本法コンメンタール・教育関係法』日本評論社、1992、p.58.
- 3) 中谷彪編著『〈資料〉教育基本法の成立過程』タイムス、1985、p.236.

- 4) 宮澤俊義『日本国憲法（法律学大系コンメンタール篇1）』日本評論社、1955、pp.241-242.
- 5) 山口前掲註（2） p.59.
- 6) 田上穰治「宗教に関する憲法上の原則」 清宮四郎・佐藤功編『憲法講座・2 — 国民の権利及び義務 —』有斐閣、1963、p.137.
- 7) 内野正幸「宗教的教材の使用」 菱村幸彦編『変化の時代の教育法規』教育開発研究所、1995、p.107.
- 8) 芦部信喜『憲法』岩波書店、1993、p.127.
- 9) 廣瀬裕一「日本国憲法上の『宗教』の意味」『宗教法14号』1995、pp.245-248参照。
- 10) 家塚高志「人間形成における宗教的情操教育の意義」日本宗教学会・宗教と教育に関する委員会編『宗教教育の理論と実際』鈴木出版、1985、p.35.
- 11) 山口和孝「教育と政教分離・信教の自由（1）」『季刊教育法48号』1983、p.160.
- 12) 洗建「『宗教的情操教育論』について」『宗教法25号』2006、p.146.

